

法学博士船田亨二著「羅馬法」に対する授賞審査要旨

羅馬法を専攻する著者の多年研鑽の成果たる本書は、五巻三千五百頁を超ゆる浩瀚なる大著述にして、全体を序説及び二部に分ち、第一部にては「公法」及び「法源」を、第二部にては「私法」を敍説し、更に附録として詳細なる年表、文献目録、索引等を添加せり。

「序説」にては、羅馬法の意義及びそれが現代にも研究すべき価値を有する所以、並に羅馬法史の時代的区分を説明せり。

第一部「公法」及び「法源」は第一巻の全部を含め、古代、共和政後期、元首政時代及び專主政時代の推移に従ひ羅馬の社会生活の特徴、政体、國家機関、国民及び王法並に十二表法より、エスチニアス立法事業に至るまでの法源の種類、及び法学の状態を説明せり（其中には刑法及び刑事訴訟に関するものも含む）。尚ほ終りに羅馬法分布及び研究史として、ビザンチン法史略、及び中世以後現代に至る伊太利及び西歐羅巴諸国に於ける羅馬法の変遷、学派の興亡、羅馬法の継承、各國に於ける法典編纂と羅馬法研究の方向とを詳述せり。要するに此の部分は後出の私法の論と併せて羅馬法の終論的総述に該当するものと認むべし。

第二部「私法」は第二巻乃至第四巻に亘り、六編より成る。

第一編は「総論」と題し、第一章「法」に於ては、法の意義及び分類として、法と権利、之と道德及び宗教、公法と私法、市民法と万民法及び政務官法、例外法、特權成文法と不文法を取扱ひ、私法の体系として人の生及び物の法の分類と訴訟の法に就て述べ。第二章「人」に於ては、第一節「序説」として、人格の意義、發生消滅、

人の範囲及び人格の段階に就き、第三節「自由の身分」には、自由人と奴隸に就き、第三節「市民の身分」には、羅馬市民と非羅馬市民に就き、第四節「家族の身分」には、家族に就き、第五節には、名譽減少、性、其の他人格に影響を及ぼす諸事由に就き、又第六節には、行為能力殊に未成熟者及び二十五才未満の成熟者並びに精神異常者に就て述べ。第三章は「法人」と題し、總説の外公法人及び私法人の説明を含み、後者に関しては社団法人及び財團法人を區別して敍述せり。第四章「法律行為」に於ては、第一節總説は、法律行為なる現代法的一般的概念及び物権行為と債権行為との区別が、羅馬法に於ては存在せざりしこと、並に法律行為の方式及び解釈に関する説明せり。第三節は條件、期限及び負担、第三節は行為の無効、第四節は代理に關して論ず。第五章に於ては、期間の問題を取扱ふ。

第二編は「物及び物権」と題し、第一章「總説」に於ては、第一節として物と其の分類殊に不融通物及び有体物無体物、更に第二節として物の移転殊に包括承継と個別承継に關して説明せり。第二章「占有」に於ては、第一節に占有保護の方法と占有的種類、第二節に占有の本質、第三節に占有の取得、継続及び消滅を説明す。第三章「所有権」は、所有権の概念と歴史、所有権行使の制限、所有権の產生消滅、所有権の保護及び共有の五節に分ちて説く所甚だ詳細なり。第四章「他物権」は第一節總説、第二節不動産役権及び人役権、第三節地上権と永借権の三節に細別して詳説せり。

第三編「債権」は、之を第一章「債権の概念とその歴史」、第二章「債権の発生」、第三章「債権の内容」、第四章「債権の消滅」、第五章「債権の譲渡」、第六章「多數当事者の債務関係」、第七章「債権の担保」、第八章「家子及び奴隸の債務と、これに対する家長の責任」の八章に別ちて詳説せり。就中第三章は最も詳細にして、発生原因の如何に依り、之を契約（第二節）、準契約、其の他の商法による原因（第三節）及び不法行為

(第四節) より發生する債權に分類し、第二節は契約に關して、契約に於ける形式主義の問題其他の全般的説明、消費貸借、問答契約、文書契約、諾成契約(売買、賃約、組合及び委任)、誠意賛成契約(信託、寄託、使用貸借、質)、寄名契約及び約束に就き、第三節は不当利得、事務管理、分割訴訟、其他の各種の適法なる債務關係發生原因に就き、第四節は市民法上の不法行為(窃盗及び強盗、侵害、不法損害)、法務官法上の不法行為及び準不法行為(強迫、詐欺、準不法行為)に就て詳論せり。

第四編「家族」は、之を五章に分ち、「家族と親族」、「婚姻」、「父子と家子」、「後見」及び「保佐」に就て論述せり。

第五編「相続」は五章より成り、總説の外、相続権の帰属(遺言相続、法定相続及び必要相続を含む)、相続の承認と拠棄、相続人の地位及び遺贈と信託遺贈とに関し説明せり。

第六編は之を「民事訴訟」の説明に當つ。第一章は總説、第二章は通常訴訟(裁判所の構成、法律訴訟、方式、書訴訟及び政務官の命令に基く権利救済手続を含む)、第三章は職權審理手続、第四章は公権力に依らざる争訟解決方法に關せり。

第五巻は之を附録に當つ。一、羅馬の内外政治事情及び法を対照せる年表、二、資料辞書参考書等の目録、三、事項人名索引並に四、引用法又索引を含む。

上に掲げたる所は、本書の極めて簡單なる全貌に過ぎずして、一々各個の論点の内容に立ち入つて紹介するは本要旨に於てなし得る所に非ず。要するに、本書は羅馬法及び其の歴史に関するあらゆる問題を取り上げ、之を現代法典の基礎の上に配列し、其の一々に就きて懇切なる解説を加へたるものなり。

本書の特色とする所は、著者の研究が網羅的にして、私法の分野のみに限局せず、廣く公法、刑法及び訴訟法

の方面にも研究の努力を傾注したこと、忠実に羅馬法や源の源典に溯り、其の引用が信憑し得べきものなること、單に法律制度のみならず、これが背景を導く社会的、経済的関係を考慮して、羅馬法を研究せんとする努力を認むべきこと、参考文献甚だ該博にして、殊に容易に入手し難き「外國最近の著書論文」をも涉獵せること等に存するものと云ふを得べく、此点に於て著者の努力は洵に驚嘆に値するものあり。尚ほ所論の内容は穩健適正概ね首肯に値すと認めて可なり。

勿論羅馬法の如き、泰西諸国に於て既に久しきに亘り、而も常に新らしき豊富なる資料を以て研究を継続せる學問の分野に在て之と事情を異にする我国にて独創的研究を求むるは蓋し至難の業に屬す。著者の意図も恐らく本書を以て羅馬法研究全体或は各個の問題に關して独創の見解を提示し、以て世に問はんとする事には存せざるべし。本書の特色は寧ろ羅馬法及び其の発達変遷の全貌を示し、且つ羅馬法上のあらゆる問題を丹念懇切に蒐集配列し、以て後学者の研究に資し、且つ我が一般法律学界に寄與せんことを目的とするものにして、謂はば大規模なる教科書の編纂たる点に存すべく、此点については著者の意図は十分達せられたりと認むるを得べし。此故に、例へば羅馬法法律哲學的、比較法学的の一層深遠なる研究に關して省察を求むる如きは、望蜀の嫌なきに非ず。

惟ふに本書の如き羅馬法の浩瀚なる体系的論述は、既に斯学の研究に於て數十年を閱し、其の間權威ある幾多の専門学者を出だせる我国に於て未だ曾て存在せざるもの多キは識者の普遍の謬る所なり。羅馬法の發達せる法律技術は、時代及び場所を超越せる普遍的意義を有す。此故に我が國に於如し。

凡そ羅馬法の原則にして、所謂「書かれたる道現」として我が法典編纂に摄取せられたるもの多キは識者の普遍の謬る所なり。羅馬法の發達せる法律技術は、時代及び場所を超越せる普遍的意義を有す。此故に我が國に於

ても羅馬法學の研究は之を不斷に振興することを要するものにして我が法律學界の現状に鑑み、特に此の感を深うせんばあらず。

要するに本書は其の研究の網羅的にして周到なること、及び其の資料の豊富にして其の利用の適切なることにて、我が羅馬法學界は勿論、延ひては一般法學界に貢献すること甚だ多大なりと謂ふべし。以上の理由に依り本書は授賞の價値あるものと認む。